

○建設委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
2	昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六、二四	六、二四 （予） 可決 六、二五	六、二二 （予） 可決 六、二三	
13	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	三、四	三、四 （予） 可決 三、六	三、四 （予） 可決 三、六	交通安全 対策特委
24	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案	〃	三、四	四、四 可決 四、五	四、四 可決 四、五	衆本会議 趣旨説明 六、二五
37	都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案	参	二、八	二、八 可決 三、六	二、八 （予） 可決 四、七	
38	国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案	〃	二、八	二、八 可決 三、四	二、八 （予） 可決 四、七	
43	日本下水道事業団法の一部を改正する法律案	衆	二、三	二、三 （予） 可決 四、八	二、三 （予） 可決 四、一	
44	下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	二、三	二、三 （予） 可決 四、八	二、三 （予） 可決 四、一	
45	東北開発株式会社法を廃止する法律案	〃	二、三	二、三 （予） 可決 四、二	二、三 （予） 可決 四、一	

建設

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、道路事業の一層の促進を図るため、昭和五十九年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回ったことによつて生じた決算調整額を、繰り上げて昭和六十年年度の道路整備費の財源に充てようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、道路事業の一層の促進を図るため、昭和五十九年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回ったことによつて生じた決算調整額を、繰り上げて昭和六十年年度の道路整備費の財源に充てようとするものであります。委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、続いて、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

要旨

本法律案は、最近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、現行の計画に引き続き、昭和六十一年度以降の五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を推進しようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、国家公安委員会及び建設大臣等は、昭和六十一年度以降五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成すること。

二、道路管理者が指定区間外の一般国道、都道府県道及び

市町村道について、交通安全施設等整備事業として実施する一定の道路の附属物の設置に要する費用を、新たに負担又は補助の対象とすること。

委員長報告

一七四ページ参照

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案（閣法第二四号）

要旨

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定め、その建設を促進しようとするもので、主な内容は次のとおりである。

一、東京湾横断道路の建設及び管理

日本道路公団（以下、「公団」という。）は、東京湾横断道路について、道路整備特別措置法の許可を受けた後、東京湾横断道路の建設及び管理を主たる目的とする株式会社（以下、「会社」という。）と建設協定を締結し、これに従いその業務を行わなければならないこと。

二、建設協定の内容

（一） 会社は、東京湾横断道路の新設に関する工事及びその準備行為のうち基本調査及び設計、用地の取得等以外のもの（以下、「建設工事」という。）を行うこと。
（二） 公団は、建設工事に要する費用を、供用開始後長期間に分割して会社に支払うこと。

（三） 会社は、供用開始後、維持、修繕等の管理を別に公団と締結する協定に従い行うこと。

三、国の助成等

（一） 政府は、公団と締結した協定に従い事業を行う会社に対し、無利子貸付を行うことができること。

（二） 公団及び地方公共団体は、会社に出資することができること。

（三） 会社は、商法による制限を超えて社債を募集することができるとともに、割引の方法により社債を発行できること。

（四） 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において会社の債務を保証することができること。

四、監督

資金計画及び事業計画の届出、社債の募集、長期借入

金の借り入れの認可、財務に関する監督命令等会社及び公団の監督について所要の規定を設けること。

委員長報告

ただいま議題となりました東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間の能力及び資金を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定め、その建設を促進しようとするものでありますが、その主な内容は、第一に、日本道路公団は、東京湾横断道路の建設及び管理に関する事業を行うことを主たる目的とする株式会社と東京湾横断道路の建設、管理について、建設工事は会社が行い、公団がその費用を長期間に分割して会社に支払うこと等を中心とする協定を締結し、これに従いその業務を行わなければならないこと。第二に、政府は、公団と締結した協定に従い事業を行う会社に対し、無利子の貸し付け、債務の保証等を行うことができるとともに、割引債の発行等認めること等であります。

委員会におきましては、現地調査、参考人の意見聴取、

大蔵委員会、運輸委員会との連合審査を行う等慎重な審査が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党の浜本委員より反対、自由民主党・自由国民会議の上藤理事より賛成、日本共産党の上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、工藤理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

要旨

本法律案は、都市公園等の整備を緊急かつ計画的に促進するため、新たに昭和六十一年度を初年度とする都市公園

等整備五カ年計画を策定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、都市公園等の整備を緊急かつ計画的に推進するため、現行の計画に引き続き、新たに昭和六十一年度を初年度とする都市公園等整備五カ年計画を策定しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、増田理事より、各派共同提案に係る、五カ年計画の完全達成を期し、地方公共団体の財政負担の軽減に配慮すること等五項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、最近における交通事故の発生状況等にかんがみ、現行の計画に引き続き、昭和六十一年度以降の五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を推進しようとするものであります。その主な内容は、第一に、国家公安委員会及び建設大臣は、昭和六十一年度以降五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成すること。第二に、道路管理者が、交通安全施設等整備事業として実施する一定の道路の附属物の設置に要する費用を、新たに補助の対象とすること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第三八号）

要旨

本法律案は、昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、国は、財団法人国際花と緑の博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができるものとする。

二、郵政省は、博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てるため、寄附金付郵便葉書等（記念切手）を発行することができるものとする。

三、住宅・都市整備公団は、博覧会に公式に参加する外国政府等の博覧会に係る事業に従事する外国人の住宅等を博覧会協会に対し賃貸することができるものとする。

四、国家公務員、地方公務員等が博覧会協会に転出した場合における共済組合の組合員の資格等について必要な特例を設けるとともに、博覧会協会の役員及び職員の、刑

法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなすものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十五年に大阪府下において開催されることとなつております国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、財団法人国際花と緑の博覧会協会に対し、資金調達、人材確保等について特別措置を講じようとするものでありますが、その主な内容は、第一に、国は、博覧会協会に対し、経費の一部を補助することができること。第二に、郵政省は、博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てるため、寄附金付郵便はがき等を発行することができること。第三に、住宅・都市整備公団は、博覧会に参加する外国政府職員等のための住宅を博覧会協会に賃貸することができること。第四に、博覧会協会に出向した国家公務員等に係る共済組合員資格等について特例を設け

ること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

要旨

本法律案は、下水汚泥等の処理を日本下水道事業団の業務に追加し、下水汚泥の処理の推進を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、事業団の業務の範囲に、二以上の地方公共団体の要請をまつて終末処理場における下水の処理過程において生じる汚泥等の処理を行うことを加えること。

二、事業団は、建設大臣の認可を受けて、下水道債券を発行することができること。

三、事業団の長期借入金に係る債務保証の範囲を拡大する

とともに下水道債券についても政府が債務保証をすることができること。

四、事業団は、毎事業年度、下水道債券の償還計画をたてて建設大臣の認可を受けなければならないこと。

五、政府は、事業団に対し、一の業務に要する費用の一部を補助することができること。

委員長報告

一七七ページ参照

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

要旨

本法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、現行の五カ年計画に引き続き、新たに昭和六十一年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を策定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、新たに昭和六十一年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を策定しようとするものであります。

次に、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案は、下水汚泥等の処理を推進するため、広域的な下水汚泥等の処理事業を日本下水道事業団の業務に加えるとともに、下水道債券の発行、政府の債務保証、国庫補助等について所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、下水道整備の現状と第五次計画の実績、下水道整備の長期目標と新五カ年計画の関係、事業団の行う汚泥処理業務と地方自治体の関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、順次採決の結果、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、

また、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案は多数をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案について、いずれも青木理事より各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

東北開発株式会社法を廃止する法律案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として東北開発株式会社を民営化するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、東北開発株式会社法は、廃止すること。
- 二、本法律施行前に東北開発株式会社が発行した東北開発債券については、東北開発株式会社法の規定が、なおその効力を有すること。

委員長報告

ただいま議題となりました東北開発株式会社法を廃止する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として東北開発株式会社を民営化するため、東北開発株式会社法を廃止する等所要の措置を講ずるものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、青木理事より、各派共同提案に係る、新会社の経営の自立と安定を図り、東北地方の発展に積極的に寄与するよう指導すること等五項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

要旨

本法律案は、健全な住宅市街地の開発を図るため、新住宅市街地開発事業について、施設立地の多様化、住区の規模要件の緩和、建築義務期間の延長等の措置を講じようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、施設立地の多様化

良好な居住環境と調和する事務所、事業所等の特定業務施設を新たに事業地内に立地できるものとするとともに、準工業地域を含む区域について新住宅市街地開発事業を施行することができるものとする。

二、住区の規模要件の緩和

住区をおおむね六千人から一万人まで（現行約一万人）が居住することができるとし、住区の規模要件を緩和するものとする。

三、建築義務期間の延長

宅地の譲受人の建築義務期間を二年以内から原則として三年以内に延長するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、健全な住宅市街地の開発を図るため、新住宅市街地開発事業について、施設立地の多様化、住区の規模要件の緩和、建築義務期間の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、良好な居住環境と調和する事務所、事業所等の特定業務施設を新たに事業地内に立地できることとするとともに、準工業地域を含む区域について新住宅市街地開発事業を施行することができることとすること。第二に、住区の規模要件を緩和し、住区をおおむね六千人から一万人までが居住することができ、地区とすること。第三に、宅地の譲受人の建築義務期間を二年以内から原則として三年以内に延長すること等であります。

委員会における質疑の詳細は、会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、

本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、工藤理事より、各派共同提案に係る三項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。